

奨学金(医科基準コース)受給申請書

私は、民医連の綱領を支持し、広島民医連奨学金規定を認めます。広島民医連の奨学金医科基準コースの受給を申請いたしますので承認いただくようお願いいたします。

申請者氏名	印	大学名		年生
現住所	〒			年齢 歳
電話番号	()		性別	男 女
帰省先住所	〒			
電話番号	()			

連帯保証人

氏名	印	続柄	
住所	〒		

推薦者

氏名	印	所属院所	
住所	〒		

コメント (年 月 日 審議)
 ・ 医師医学生委員会

年 月 日 理事会決定 (承認・不承認)

(貸主用)

広島民医連奨学金医科基準コース貸与契約書

広島県民主医療機関連合会（以下、甲という）と医学生（以下、乙という）とは次のとおり契約を締結する。

第1条 甲乙両者は、広島県民主医療機関連合会（略称：広島民医連）奨学金規定に基づき、誠実に本契約を履行しなければならない。

第2条 甲は乙に対し、次の各号に定めるところにより奨学金を貸与する。

- | | | | |
|----------|---|----|-----------|
| 1) 貸与額 | 基準コース | 総額 | 万円予定 |
| 2) 貸与期間 | 年 | 月～ | 年 月 (ヶ月) |
| 3) 利子 | 無利子 | | |
| 4) 支給方法 | 毎月、25日までに奨学生本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。 | | |
| 5) 返還 | 乙が、本契約の中止、もしくは奨学金規定の第5条による返済に該当する場合は返還を実施する。 | | |
| 6) 返還方法 | 甲は乙に対して、奨学金返済明細書を発行し、乙は、この金額を甲の指定する金融機関口座に1ヶ月以内に振り込むものとする。 | | |
| 7) 貸与解除 | 乙が社会的犯罪等を犯した場合は契約を解除する場合がある。尚、その場合は上記に基づき奨学金の返還を求める。 | | |
| 8) 連帯保証人 | 連帯保証人（以下、丙という）は、本契約の定める一切の債務に対して、乙と連帯して債務を負うものとする。（4親等以内）印鑑証明および年収証明書を添付する。 | | |
| 9) 最大限度額 | 丙は本契約上の債務の限度額660万円の範囲内で連帯して保障する。 | | |

この契約を証するため、契約書を 通作成し、甲乙丙各自1通を保有するものとする。

年 月 日

貸主（甲） 住所

氏名

印

借主（乙） 住所

氏名

印

連帯保証人（丙） 住所

氏名

実印

(借主用)

広島民医連奨学金医科基準コース貸与契約書

広島県民主医療機関連合会（以下、甲という）と医学生（以下、乙という）とは次のとおり契約を締結する。

第1条 甲乙両者は、広島県民主医療機関連合会（略称：広島民医連）奨学金規定に基づき、誠実に本契約を履行しなければならない。

第2条 甲は乙に対し、次の各号に定めるところにより奨学金を貸与する。

- | | | | |
|----------|---|----|-----------|
| 1) 貸与額 | 基準コース | 総額 | 万円予定 |
| 2) 貸与期間 | 年 | 月～ | 年 月 (ヶ月) |
| 3) 利子 | 無利子 | | |
| 4) 支給方法 | 毎月、25日までに奨学生本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。 | | |
| 5) 返還 | 乙が、本契約の中止、もしくは奨学金規定の第5条による返済に該当する場合は返還を実施する。 | | |
| 6) 返還方法 | 甲は乙に対して、奨学金返済明細書を発行し、乙は、この金額を甲の指定する金融機関口座に1ヶ月以内に振り込むものとする。 | | |
| 7) 貸与解除 | 乙が社会的犯罪等を犯した場合は契約を解除する場合がある。尚、その場合は上記に基づき奨学金の返還を求める。 | | |
| 8) 連帯保証人 | 連帯保証人（以下、丙という）は、本契約の定める一切の債務に対して、乙と連帯して債務を負うものとする。（4親等以内）印鑑証明および年収証明書を添付する。 | | |
| 9) 最大限度額 | 丙は本契約上の債務の限度額660万円の範囲内で連帯して保障する。 | | |

この契約を証するため、契約書を 通作成し、甲乙丙各自1通を保有するものとする。

年 月 日

貸主（甲） 住所

氏名

印

借主（乙） 住所

氏名

印

連帯保証人（丙） 住所

氏名

実印

(連帯保証人用)

広島民医連奨学金医科基準コース貸与契約書

広島県民主医療機関連合会（以下、甲という）と医学生（以下、乙という）とは次のとおり契約を締結する。

第1条 甲乙両者は、広島県民主医療機関連合会（略称：広島民医連）奨学金規定に基づき、誠実に本契約を履行しなければならない。

第2条 甲は乙に対し、次の各号に定めるところにより奨学金を貸与する。

- | | | | |
|----------|---|----|-----------|
| 1) 貸与額 | 基準コース | 総額 | 万円予定 |
| 2) 貸与期間 | 年 | 月～ | 年 月 (ヶ月) |
| 3) 利子 | 無利子 | | |
| 4) 支給方法 | 毎月、25日までに奨学生本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。 | | |
| 5) 返還 | 乙が、本契約の中止、もしくは奨学金規定の第5条による返済に該当する場合は返還を実施する。 | | |
| 6) 返還方法 | 甲は乙に対して、奨学金返済明細書を発行し、乙は、この金額を甲の指定する金融機関口座に1ヶ月以内に振り込むものとする。 | | |
| 7) 貸与解除 | 乙が社会的犯罪等を犯した場合は契約を解除する場合がある。尚、その場合は上記に基づき奨学金の返還を求める。 | | |
| 8) 連帯保証人 | 連帯保証人（以下、丙という）は、本契約の定める一切の債務に対して、乙と連帯して債務を負うものとする。（4親等以内）印鑑証明および年収証明書を添付する。 | | |
| 9) 最大限度額 | 丙は本契約上の債務の限度額660万円の範囲内で連帯して保障する。 | | |

この契約を証するため、契約書を 通作成し、甲乙丙各自1通を保有するものとする。

年 月 日

貸主（甲） 住所

氏名

印

借主（乙） 住所

氏名

印

連帯保証人（丙） 住所

氏名

実印